

令和6年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について(概要)

令和6年1月
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和6年1月 確定係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

| | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 賦課限度額 |
|-----|-------|---------|---------|-------|
| 医療分 | 9.56% | 35,040円 | 34,803円 | 65万円 |
| 後期分 | 3.12% | 11,167円 | 11,091円 | 22万円 |
| 介護分 | 2.64% | 19,389円 | 0円 | 17万円 |

（参考：令和5年度本算定）

| | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 賦課限度額 |
|-----|-------|---------|---------|-------|
| 医療分 | 9.18% | 33,730円 | 33,698円 | 65万円 |
| 後期分 | 2.97% | 10,584円 | 10,574円 | 20万円 |
| 介護分 | 2.61% | 19,552円 | 0円 | 17万円 |

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数）、保険者努力支援制度（都道府県分及び市町村分（一部））等を算入

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約159.6万人
※ 令和6年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行）及び社会保険の適用拡大の影響を踏まえて推計
- 算定上の1人あたり費用の増減要因
(増要因)
保険給付費の増（約9,600円）、後期高齢者支援金の増（約3,100円）、
保険料減免費用の増（約1,600円）
(減要因)
財政調整事業による保険料抑制（約5,100円）、療養給付費等負担金の増（約2,400円）、
普通調整交付金の増（約1,600円）

【本算定における保険料抑制のための工夫】

- 財政調整事業による保険料抑制財源の確保（約188億円）
(内訳)
・都道府県繰入金（2号）の全額1号振替（約51億円）
・保険者努力支援制度交付金（都道府県分）の活用及び（市町村分）の一部活用（約53億円）
・市町村からの事業費納付金を通じた保険料抑制（約11億円）
・過年度の保険料収納額（見込）の活用（約74億円）
- 特例基金（財政基盤強化分）の活用（6億円）
- 財政安定化基金積立金（前期高齢者交付金の留保額）の調整（約23億円）

【参考】 <都道府県標準保険料率>

| 医療分 | | 支援金分 | | 介護分 | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 |
| 9.66% | 58,400円 | 3.16% | 18,611円 | 2.66% | 19,389円 |

※都道府県標準保険料率とは、都道府県比較を行うために2方式（所得割、均等割）で算出したもの。